

別表 1 (第 5 条関係)

<p>交通費</p>	<p>(1) 本町と大会開催地(大会会場と宿泊施設間の移動も含む。)間を最も経済的な通常の経路及び交通手段により旅行する場合の費用とする。ただし、やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び交通手段によって旅行し難い場合には、実際の経路及び交通手段によって旅行した費用とする。</p> <p>(2) 交通手段に鉄道、船舶、航空路線及び路線バスを使用する場合の運賃の額は、隠岐の島町職員の旅費に関する条例(平成 16 年 10 月 1 日条例第 53 号)の規定を準用する。</p> <p>(3) 交通手段に貸切バスを使用する場合の費用は、実費額とする。</p>
<p>宿泊費</p>	<p>(1) 実費額とする。ただし、隠岐の島町職員の旅費に関する条例(平成 16 年 10 月 1 日条例第 53 号)の規定を限度とする。</p> <p>(2) 宿泊数は、開会式の日から大会又は試合が終了した日までの日数とする。ただし、前泊又は後泊が必要な場合は、その限りではない。</p>